

契約事前確認公募について

令和3年3月19日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）の役職員の放射性管理に係る補助業務について、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定法人等と当該応募者との間の競争手続に移行する予定です。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

令和3年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務

(2) 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

(3) 概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役員及び職員の放射線管理に係る補助業務。具体的な業務の内容等については仕様書参照のこと。

2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は応募資格を有しない。

契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

この項(この号を除く)の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 平成 31・32・33 年度又は令和 1・2・3 年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
- (7) 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の「重汚染エリア(レッドゾーン)」への立入りの同行が可能であること。
- (8) 担当者が、機構の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (9) 本件に係る業務仕様書の交付を受けた者であること。

3. 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ

「令和3年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務」担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書等の交付

3.(1)において、本公告の日から令和3年3月25日(木)17時まで交付を行う。

によるほか、令和3年3月25日(木)まで機構HP上に掲載する。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

令和3年3月26日(金)17時

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ

「令和3年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務」担当

(郵送による場合は、期限まで必着の事)

【提出書類】

参加意思確認書

平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

履行体制図及び作業計画書(様式自由)

適合証明書

組織概要(パンフレット等)

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続に移行した場合は、後日その旨を通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 本件業務の契約締結は、本件業務に係る機構の令和3年度予算が認可されることを条件とする。

以 上